

議案第37号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例

(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さい
たま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教職員」とは、 <u>校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u> 、実習助手、 <u>学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。</u> 以下同じ。）をいう。 3 [略] (正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（ <u>校長、副校長及び教頭</u> を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する	(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。） <u>、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校の事務職員を除く。</u> 以下同じ。）をいう。 3 [略] (正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（ <u>校長及び教頭</u> を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間を

<p>勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>いう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員健康審査会条例(平成15年さいたま市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)</u>、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)</u>、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(高等学校の事務職員を除く。)をいう。</p>

(さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年さいたま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校、<u>中等教育学校</u>及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（さいたま市学校災害救済給付金条例の一部改正）

第4条 さいたま市学校災害救済給付金条例（平成13年さいたま市条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の小学校、中学校、<u>中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒</u>（以下「児童・生徒」という。）が学校管理下における災害により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害が残り、又は死亡した場合に、学校災害救済給付金（以下「給付金」という。）を児童・生徒に支給することにより、災害を受けた児童・生徒の救済を図り、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の小学校、中学校及び特別支援学校（<u>高等部を除く。</u>）に在籍する児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）が学校管理下における災害により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害が残り、又は死亡した場合に、学校災害救済給付金（以下「給付金」という。）を児童・生徒に支給することにより、災害を受けた児童・生徒の救済を図り、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。